

虐待防止及び 身体拘束等の適正化のための指針

ふあぶふあむ（指定放課後等デイサービス）

運営事業者：一般社団法人りぶらふ

（令和8年10月1日 改訂）

1. 虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は、利用者の尊厳を著しく傷つけ、心身の健やかな成長と発達を妨げる、決して許されない行為である。児童福祉法及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）の趣旨を踏まえ、職員一人ひとりが利用者の人権を尊重し、虐待を「しない・させない・見逃さない」支援に努める。

また、虐待に至らない不適切な支援であっても、放置すれば虐待につながることを理解し、日ごろから自らの支援を振り返る。

2. 虐待の定義

（１）虐待の種類

本指針において「虐待」とは、職員が利用者に対して行う次の行為をいう。

- ① 身体的虐待：暴力や体罰など、身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。正当な理由のない身体拘束等を含む。
- ② 性的虐待：わいせつな行為をすること、又は利用者にわいせつな行為をさせること。
- ③ 心理的虐待：暴言、威圧的な態度、無視、拒絶的な対応、自尊心を傷つける言動など、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 放棄・放置（ネグレクト）：食事、排せつ、医療的ケアなど必要な支援を著しく怠ること、他の利用者による暴力等を放置すること。
- ⑤ 経済的虐待：利用者の財産を不当に処分すること、又は利用者から不当に財産上の利益を得ること。

（２）不適切な支援

虐待に当たるかどうかにかかわらず、利用者の意思を尊重しない対応、命令口調や乱暴な言葉づかい、必要な説明や声かけを省いた支援などの「不適切な支援」は、虐待の芽となるものとして早期に気づき、改善する。

3. 身体拘束廃止に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

（１）身体拘束及びその他の行動を制限する行為の原則禁止

原則として、身体拘束及びその他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を禁止とする。

（２）身体拘束等を行う基準

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の３要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

② 非代替性

身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。

③ 一時性

身体拘束等が一時的であること。

(3) 日常的支援における留意事項

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことを取組む。

① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。

② 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないように努める。

③ 利用者の思いをくみ取る、利用者の意向に沿った支援を提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。

④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない。

⑤ 万が一やむを得ず安全確保を優先する場合、「虐待防止及び身体拘束等適正化委員会」において検討する。

⑥ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者主体的な生活をしていただけるよう努める。

4. 虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けた体制

(1) 「虐待防止及び身体拘束等適正化委員会」の設置

虐待の防止と身体拘束等の適正化を一体的に進めるため、「虐待防止及び身体拘束等適正化委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、その結果について従業者に周知徹底を図る。委員会の構成、開催時期等は「ふあぶふあむ虐待防止及び身体拘束等適正化委員会規程」による。

① 設置目的

(ア) 虐待防止のための計画づくり、虐待防止のチェックとモニタリング

(イ) 虐待（不適切な支援を含む）発生後の検証と再発防止策の検討

(ウ) 事業所内での身体拘束等廃止に向けての現状把握及び改善についての検討

(エ) 身体拘束等を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き

(オ) 身体拘束等を実施した場合の解除の検討

(カ) 虐待防止及び身体拘束等廃止に関する職員全体への指導

② 開催

年1回以上定期的に開催するほか、必要に応じて委員長が招集し、随時開催する。

(2) 虐待防止責任者及び虐待防止マネージャー

虐待の防止に関する措置を適切に実施するため、虐待防止責任者を置き、管理者がこれにあ

たる。また、虐待防止マネージャーを置き、委員会の運営及び日常の点検を担う。

5. やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

本人又は他利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順をふまえて行うこととする。

(ア) 利用前

- ① 事前の情報で緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は、委員会にて協議する。
- ② 身体拘束等の内容、時間等について、利用者及び家族に対し児童発達支援管理責任者が説明を行い、「やむを得ない身体拘束に関する同意説明書」を以て同意を得る。

(イ) 利用時

利用中の経過から緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は、委員会において実施件数の確認と身体拘束等をやむを得ず実施している場合（解除も含む）については協議検討し、議事録に残す。

(ウ) 身体拘束等の継続と解除

- ① 身体拘束等を行っている間は日々経過観察を行い、「身体拘束等記録」を用いて、身体拘束発生時に必要な事項を記録する。
- ② 委員会において協議し、継続か廃止かの検討を行う。
- ③ 身体拘束等継続の場合は、引き続き日々の経過観察を行い、「身体拘束等記録」に記録していく。
- ④ 身体拘束等解除の場合は即日、児童発達支援管理責任者より家族に身体拘束等解除について説明し同意を得る。

(エ) 緊急時

- ① 緊急やむを得ず身体拘束等を行うときは、職員同士で協議し緊急やむを得ない理由をケース記録に記録する。その後の事は委員会において協議する。
- ② 家族への説明は翌日までに児童発達支援管理責任者が行い、同意を得る。

6. 虐待の防止のための日常の取組

- ① 年1回以上、委員会において、支援の中で虐待や不適切な支援にあたる行為がなかったかを振り返る「虐待防止モニタリング」を行う。また、虐待が疑われる行為があった場合は、随時委員会を開催する。
- ② 支援の様子を職員同士で見合い、気になる言動には互いに声をかけ合える、風通しのよい職場づくりに努める。
- ③ 利用者の心身の状態や、あざ・けがなどの変化に気づいた場合は記録し、管理者に報告する。
- ④ 排せつ、着替え、医療的ケアなど身体に触れる支援は、手順に沿って行い、利用者に声をかけてから行う。

- ⑤ 職員の負担や悩みを把握し、過重な負担がかからないよう配置や業務を見直す。

7. 虐待が疑われる場合の対応

（１）事業所内での報告

職員は、虐待又は不適切な支援が疑われる場面を見た場合、又は利用者・家族から相談を受けた場合は、確証がなくても、直ちに虐待防止責任者（管理者）に報告する。

（２）市町村への通報

職員による虐待を受けたと思われる利用者を発見した者は、障害者虐待防止法に基づき、速やかに大津市に通報しなければならない。虐待防止責任者は、事業所として通報を行うとともに、市の調査に協力する。

（３）発生時の対応

- ① 利用者の安全を最優先し、必要に応じて当該職員を利用者と接する業務から外す。
- ② 関係する職員から事実関係を確認し、記録する。利用者への聞き取りは必要最小限とし、誘導しない。
- ③ 家族に速やかに説明する。
- ④ 委員会で原因を分析し、再発防止策を検討・実施する。
- ⑤ 虐待を行った職員は、就業規則に基づき懲戒処分の対象となることがある。

（４）性的虐待が疑われる場合

性的虐待が疑われる場合は、上記に加え、こども性暴力防止法に基づき別に定める報告・対応ルールに従って対応する（２０２６年１２月２５日以降）。

（５）家庭等での虐待が疑われる場合

利用者が家庭等で虐待を受けていると思われる場合は、児童虐待の防止等に関する法律に基づき、速やかに大津市又は児童相談所に通告する。

（６）通報者の保護

通報又は報告をしたことを理由に、職員が解雇その他の不利益な取扱いを受けることはない。また、守秘義務に関する定めは、虐待の通報を妨げるものではない。

8. 虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けた各職種の役割

虐待の防止と身体拘束等の廃止のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、多職種協働を基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応する。

事業所責任者

虐待防止及び身体拘束廃止・適正化の検討に係る全体責任者

管理者（虐待防止責任者）

- ① 委員会の統括管理
- ② 支援現場における諸課題の統括管理
- ③ 虐待防止及び身体拘束等廃止に向けた職員教育

④ 虐待が疑われる場合の報告の受付、通報及び対応の統括
児童発達支援管理責任者

- ① 家族、相談支援専門員との連絡調整
- ② 本人の意向に沿った支援の確立
- ③ 施設のハード・ソフト面の改善
- ④ 記録の整備

従業者

- ① 拘束がもたらす弊害を正確に認識する。
- ② 利用者の尊厳を理解する。
- ③ 利用者の疾病、障害等による行動特性の理解
- ④ 利用者個々の心身の状況を把握し基本的ケアに努める
- ⑤ 利用者とのコミュニケーションを充分にとる
- ⑥ 記録は正確かつ丁寧に記録する
- ⑦ 虐待や不適切な支援に気づいたときは、ためらわずに報告する

9. 虐待防止及び身体拘束等の適正化のための職員教育、研修

支援に関わる全ての職員に対して、虐待の防止、身体拘束等の廃止及び人権を尊重したケアの励行を図り、職員研修を行う。

- ① 年間研修計画に基づく定期的な教育・研修（年1回以上開催）の実施。
- ② 新任者採用時は、新任者のための虐待防止及び身体拘束等廃止・適正化研修を実施。
- ③ その他必要な教育・研修の実施。
- ④ 上記教育・研修の実施内容については記録を残す。

10. 利用者・家族からの相談

虐待や支援に関する利用者・家族からの相談・苦情は、苦情受付担当者及び虐待防止責任者が受け付ける。相談したことを理由に、利用者が不利益を受けることはない。

11. 指針の閲覧

本指針は、求めに応じていつでも利用者及び家族等が自由に閲覧できるように、事業所玄関にあるファイルと、事業所及び法人のホームページで公表する。

附則

- ・この指針は、2024年3月1日より施行する。
- ・2026年10月1日、虐待防止に関する事項を追加し、「身体拘束等の適正化のための指針」を「虐待防止及び身体拘束等の適正化のための指針」に改める。